

「国家戦略特区」提案書（沖縄県）

プロジェクト名	世界水準の観光リゾート地形成プロジェクト
1. 提案のニーズや背景 <p>沖縄県の将来像を示した沖縄県21世紀ビジョンにおいて「世界水準の観光リゾート地の形成」を掲げており、具体的な将来目標として、平成33年度（2021年度）の外国人観光客数200万人を設定している。（2012年度実績は38万人）</p> <p>外国人観光客の拡大に向けては、対象市場の状況を踏まえ、観光地としての認知度向上や航空路線の拡充、事業者活動の活性化、受入体制の拡充等に取り組んでいる。</p>	
2. 具体的なプロジェクトの内容 <p>沖縄県では、世界水準の観光リゾート地を目指すとともに、外国人観光客数200万人の実現に向け、旅行しやすい環境や観光客の満足度向上につながる基盤の整備を実施している。</p> <p>具体的には、2014年に予定されている那覇空港新国際線ターミナルビルや那覇港クルーズ船バスターミナル等の供用、那覇空港第2滑走路の増設、離島空港における外国人対応強化に向けた整備等を推進している。</p> <p>あわせて、LCCの拠点化も含めた航空路線拡充に向けた航空会社へのプロモーションや、クルーズ船の寄港促進に取り組むことで、交通アクセスの拡充を図っている。</p> <p>また、外国人が訪問しやすい環境を整えるため、査証制度の緩和にも取り組んでおり、国に対し働きかけてきた結果、沖縄訪問を要件とする中国人個人観光数次査証制度が創設され、中国人観光客数2倍増を実現してきた。</p> <p>また、沖縄の特性を生かしたツーリズムの創出にも取り組んでおり、MICEやリゾートウエディングの誘致で外国人誘客を拡大してきたほか、沖縄の特性を生かせるダイビング等を活用した誘客にも取り組むこととしている。</p>	
3. 2. の想定される実施主体 <p>警備関係事業者、ダイビング事業者</p>	
4. 2. の実施のために必要な規制改革等事項 <p>(1)現行の規制の内容（法律の条文等を具体的に）</p> <p>I.査証要件の緩和・手続きの簡素化</p> <ol style="list-style-type: none">①「外務省設置法」第4条にて査証に関する事務をつかさどることを規定②「入国管理及び難民認定法」第6条にて外国人の上陸において査証の所持を規定③査証の発給要件等を定めた法律はなく、専ら訓令等を根拠としている。	

- ④査証事務処理規則では査証に関する基本的事項を定める旨を定めており、別表で必要とされる提出書類等が示されているが、規則そのものは他国との関係から公にされていない。

II. CIQにおける入管の手続き迅速化に向けた民間活用等

- ①「出入国管理及び難民認定法」第六十一条の三にて入国審査官の配置及び業務を規定
- ②「法務省設置法」第4条にて入出国管理に関する事務をつかさどることを規定
- ③入国審査官は国家公務員試験に合格した者の中から入国管理局職員として採用

III. レジャーダイバーガイド業務に限定した潜水士試験の外国語対応

- ①「労働安全衛生法」第61条及び同法施行令第20条にて、潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務については、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならないことを規定
- ②「高気圧作業安全衛生規則」第12条においても、事業者は、潜水士免許を受けた者でなければ、潜水業務につかさせてはならないことを規定
- ③試験については日本語に限定する規定は存在しないが、現状は日本語でしか実施されていない実態がある。

(2) 現行の規制による障害（ニーズ等を定量的に）

I. 査証要件の緩和・手続きの簡素化

- ① 日旅行を拡大していく上では、旅行しやすい環境づくりが重要。査証免除や査証取得の容易化がもたらす効果も踏まえ、国においては誘客促進策として査証のあり方の見直しがなされていることから、規制緩和の期待効果は高い。
- ② 沖縄に空手の稽古に来る空手家は年々多くなっており、ロシアやインド、中近東などビザ免除国以外の地域からの来訪者も多くなっているが、受け入れ側（日本側）の所得証明等の提出など、審査手続きが煩雑であり、時間を要している。（実際に、9月9日から行われた県主催の「世界空手セミナー」のため、来県予定の応募者がビザ申請の手続きが間に合わないためキャンセルとなった事例がある）

II. CIQにおける入管の手続き迅速化に向けた民間活用等

- ①国際航空路については、航空業界の再編やLCCの台頭など国際競争が活発化する中、就航決定のプロセスも短期化かつ迅速化している実態がある。
- ②クルーズ船についても、アジア・太平洋を中心に市場が急成長しており、今後の寄港数の増並びに寄港船の大型化が見込まれているが、現状、定期運航している台湾からのクルーズ船（乗客1,700人）の例でも、寄港時間8時間の中で入出国審査に3時間程度を要しており、寄港地における観光において大きな制約となっている。
- ③外国人観光客の受入については、CIQ関係官署の協力を得ながら推進していく必要

があるが、急速な需要拡大に対する人員体制の制約等がある中、航空会社等のビジネス判断にも的確に対応していく必要があることから、民間の活用も含めた柔軟なCIQ体制を確立していく必要がある。

Ⅲ. レジャーダイバーガイド業務に限定した潜水士試験の外国語対応

- ①潜水士試験は日本語のみで実施されており、外国人の取得は非常に困難。外国人ダイバーの受入体制を拡充するために外国人ガイドダイバーを活用したくとも、資格取得が課題となっている。
- ②一部ダイビングショップにおいては、水中でのガイド業務は日本人の潜水士免許所持者が実施し、水上での事前説明等は外国人が実施するなどの対応を行っているが、コストが過重となっている。

(3)規制改革の案

I. 査証要件の緩和・手続きの簡素化

- ①十分な資産を持つ高齢者層（年金受給者層）を対象とする査証制度の導入
 - A 必要書類の簡素化（滞在予定表、身元保証書、保証旅行社関係書類、宿泊先予約確認書、航空券予約確認書等は不要とする）
 - B 連続滞在日数の拡大（最長90日を無制限へ）
 - C 数次査証適用国の拡大と有効期間の延長（3年を5年へ）
- ②空手の修練を目的としたビザ免除国以外の地域からの外国人観光客に対する査証要件の緩和（招へい理由書のみにする等）

II. CIQにおける入管の手続き迅速化に向けた民間活用等

審査場における審査の停滞・混乱を防ぎ、限られた空間を最大限有効に活用するとともに、旅行需要の急激な変動にも柔軟に対応することにより、一層の円滑な入国審査を実現するため、次の措置を講ずる。

- ①審査対象者の誘導等の一部業務における民間事業者の活用
審査ブースコンシェルジュによる空いたブースへの誘導案内の他、EDカードの確認・記載案内やバイオ端末の手順案内・補助等を民間に委託。
- ②自動化ゲートシステムの沖縄への導入
成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港の出国及び上陸審査場で導入されている自動化ゲートシステムを沖縄の空港に導入。
- ③自動化ゲートシステムの一部外国人(マルチビザ取得者等)への適用拡大
マルチビザ取得済みの者を、自動化ゲート利用可能者として追加。

Ⅲ. レジャーダイバーガイド業務に限定した潜水士試験の外国語対応

- ①レジャーダイバーをガイドする業務に限定した潜水士試験の外国語対応

(4)規制改革による効果（定量的に）

I.査証要件の緩和・手続きの簡素化

→中国人個人観光数次査証制度創設前後の1年間の沖縄への中国人観光客数を比較すると、平成23年7月から1年間で50,700人、平成23年6月までの1年間で25,500人となっており、制度実施前後を比較すると入域観光客数が約2倍に増加した。査証制度が観光客数に及ぼす影響が非常に大きなものであることを顕著に示す事例となっている。

II.CIQにおける入管の手続き迅速化に向けた民間活用等

→国が目標とする2030年の訪日外国人旅行者3,000万人超は、2012年実績836万人の約3.6倍である。また、沖縄が目標とする2021年度の外国人観光客数200万人は、2012年度実績32万人（乗員等の特例上陸者除く）の約5.3倍である。

これら目標の達成に向けては、空港や港等の各種インフラの整備、航空会社の路線拡充促進、入出国審査体制の拡充等が必要不可欠である。

沖縄県においては、2014年には那覇空港新国際線ターミナルビルや那覇港クルーズバースターミナルの供用が予定されているほか、那覇空港第2滑走路増設、離島空港の外国人入域者数拡大に向けた整備等を推進するとともに、航空路線の拡充に向け、航空会社等を対象とした各種プロモーションを実施している。

また、入出国審査体制の整備については、沖縄県のみならず国の目標達成にも必要不可欠な課題であり、国の取り組みに期待するところである。

しかしながら、航空会社の戦略や旅行市場の季節変動の存在など、不確定な要素も存在しており、計画的な人員増と実態との乖離が生ずる可能性もあることから、国家公務員の定数増に頼るだけでなく、沖縄をモデルに自動化ゲートの導入及び一部外国人への適用拡大等の規制緩和を実施することは、外国人観光客数の増加や、その満足度を向上に寄与する柔軟な体制を効率的に構築することにつながる。

【参考】官業の民間開放の事例について

○公金の徴収・収納業務

- ・平成17年3月25日閣議決定「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき、地方税のコンビニエンスストアによる収納業務や、滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務等が民間委託されている。

○放置駐車違反取締り関係事務

- ・当該事務の民間委託により、警察庁においては、施行後6ヶ月で放置駐車台数がマイナス57%となるなど、大きな効果があった。

III. レジャーダイバーガイド業務に限定した潜水士試験の外国語対応

→沖縄県が平成24年度に実施した「沖縄型リゾートダイビング戦略モデル構築事業」によると、ダイビング目的の入域客数は約8%、年間では50万人程度と推計されている。また、ダイビングを目的とする来県者は、他目的の観光客に比べ来県回数は多

い、来県間隔は短い、滞在日数は長い、消費額が高いという特徴を有しており、観光の経済効果を高めていく上で非常に重要な存在となっている。

ダイビング雑誌社のアンケートでは、日本国内のダイバーで年収 800 万円を越す割合は 40%以上となっている一方、国税庁の資料では、年収 800 万円を越す割合は日本の人口の 8%程度となっていることから、ダイバーには経済的に豊かな層が多いことが推測される。ダイビングショップが多く、ダイビング始めやすい環境の日本におけるこのような状況を踏まえると、特にアジア圏のダイバーについては富裕層の割合がさらに高いことが推測され、このような外国人ダイバー誘客は、沖縄経済に対する高い効果が期待される。

本提案の実現により外国人ダイビングガイドの拡充につながり、外国人ダイバーの受入体制が強化されることから、外国人ダイバーの誘客促進効果が期待できる。日本国内のショップがお客様を引率し海外のダイビングショップを利用する場合でも、日本人ガイドがいるショップが優先的に選択されることが多いと聞いており、外国人ダイバーにおいても自国語でコミュニケーションが可能な環境がもたらす効果は高い。

(5)規制改革を行う場合の弊害等

→特になし

(6)(5)の弊害等に対する予防措置（代替措置、低減策）

→特になし

5. 2. の実施による日本経済再生に向けた効果

(1)日本経済再生に向けた具体的な効果

外国人旅行者が訪問しやすい環境が整備されることにより、外国人観光客数の増加に寄与。

(2)日本再興戦略に記載されている K P I 達成への貢献

①対象となる K P I

訪日外国人旅行者 3,000 万人超（2030 年）

②定量的な貢献内容

沖縄県における平成 33 年度（2021 年度）の外国人観光客目標数 200 万人を達成することにより、2030 年を目標とする国全体の訪日旅行者数 3000 万人超の実現に貢献すると共に、柔軟な対応体制の構築に向けたモデルとなることで日本全体の計画達成に向けた有効なシステムの構築に寄与する。

また、沖縄のダイビングリゾートとしての認知度を向上することにより、海外に向けた新たな日本の観光の魅力を発信することにもなり、外国人観光客向けの新たな市場の開拓や、満足度の向上に貢献することとなる。

(参考資料)

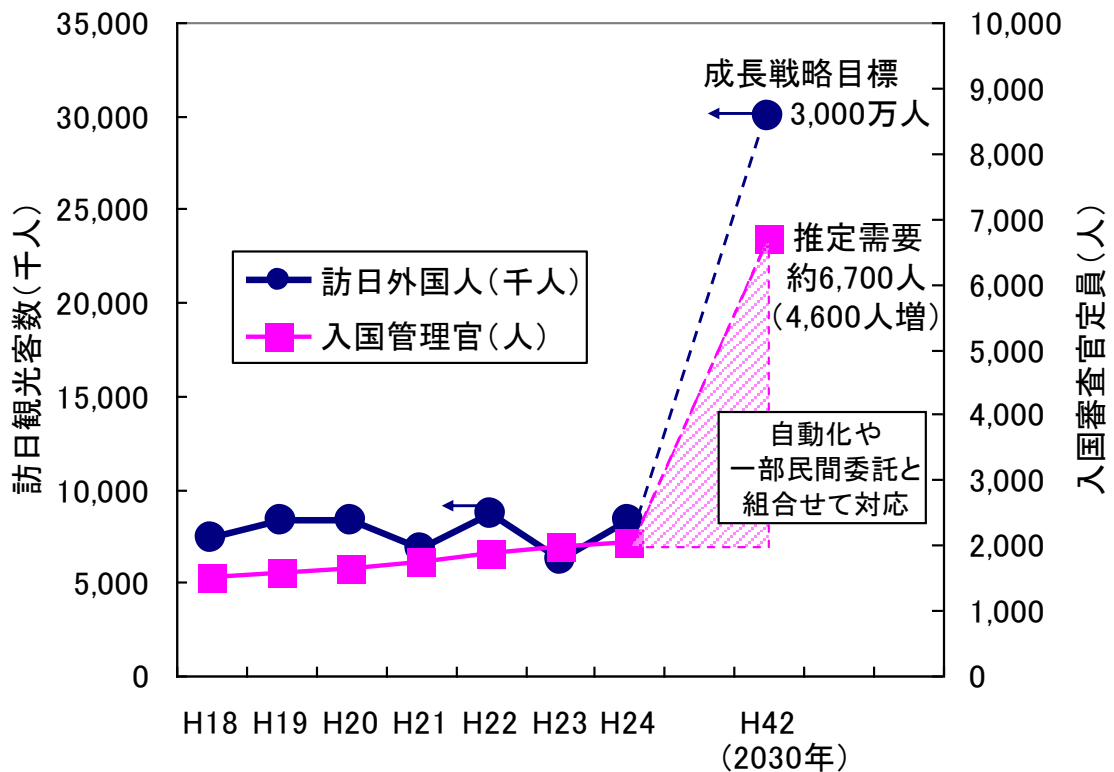


図 訪日外国人数^(注1)及び入国管理官定数^(注2)の推移及び入国管理官の定数の将来需要の推算^(注3)

(注1) 訪日外国人数のデータ出典 JTB 総合研究所観光統計

(注2) 入国管理官定数のデータ出典 入管白書平成24年版「出入国管理」

(注3) 平成18年から平成24年までの期間において、入国管理官1人あたりの訪日外国人数を算出し、日本再興戦略の訪日外国人数の目標3000万人の対応に必要な入国管理官定数を推算。

日本再興戦略に掲げた訪日外国人観光客数の目標3,000万人を達成するためには、入国管理官定数の大幅増加による体制強化が必要になる。

定数増だけでなく、自動化ゲートの積極的な導入や入国審査場におけるブースの誘導案内（審査ブースコンシェルジュ）や出入国カードの確認・記載案内やバイオ端末の手順案内・補助等の一部業務の民間委託等の組み合わせることが、C I Qの迅速化の実現に有効である。

「公権力の行使を包括的に民間事業者に委託することはできない」ものの、これまでに「当該公権力の行使に関連する補助的な業務を民間委託」については以下の事例があり、高い効果を得ている。

○公金の徴収・収納業務（地方税のコンビニ収納等） 総務省

○放置駐車違反取締り業務 警察庁